生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に関する指針（案）に関する意見公募手続の結果について

令 和 ８ 年 １１ 月 ２０ 日

経済産業省経済産業政策局
生活維持物品役務需要減等対策室

標記について、令和８年９月９日から同年10月８日まで、下記のとおり広く国民の皆様からの御意見を募集した結果、本件に関して22件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見の概要及び当該御意見に対する考え方を取りまとめましたので、公表いたします。

なお、今回の意見募集の対象とならない内容であったこと等から、取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考とさせていただきます。

貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

１　意見募集の実施方法

（１）意見募集期間

令和８年９月９日～令和８年10月８日

（２）意見募集の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-Gov)、窓口での配布

（３）意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、郵送、電子メール

２　意見募集の結果

意見提出数　22件

３　寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

別紙のとおり

以上

別紙

御意見の概要と御意見に対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	「アベノマスク」や「お肉券」の様な 配給は、全く 望んでいないのだが。 「地域の実情に配慮」とは言うが、家々によって・個人の生活様式によって、必要な物は全く変わって来る。 特定の業者にのみ 利益を与えるなら、税金による 利益誘導という 不正になってしまうだろう。 大手企業にではなく、すべての生産・流通・販売者 ひいては すべての生活者の利益となる内容の 支援を行って頂きたい。	本制度は、人口減少や少子高齢化に伴う構造的な人手不足や需要密度の低下が、地域の暮らしを支えるいわゆるエッセンシャルサービスの事業継続に深刻な影響を及ぼしている現状を踏まえ、エッセンシャルサービスの持続性確保に向け、事業の効率化に取り組む計画を認定し、認定事業者に対し金融支援等を講じるものです。 様々な事業環境におけるエッセンシャルサービス需要を満たすためには、株式会社等の企業のほか、生協、農協等の協同組合、公益法人、NPO 等の中間団体の参画を促進することが重要であることから、本制度では大企業に限らず、中小企業をはじめ中間団体も認定の対象としています。本制度を通じて事業運営の効率化を促し、エッセンシャルサービスの供給の持続性確保に努めてまいります。
2	１．文末の「とき」を「とき。」とすべき。 ２．「こと又は」を「こと、又は」とすべき。 ３．別表に「医薬品・化粧品等卸売業」、「医薬品・化粧品小売業」とあるが、化粧品は、生活維持物品なのか？	第一項第三号ロ①②の文末について、本文は全て文末に「。」を付していることから、「とき」を「とき。」と修正し、別表は、文末に全て「。」を付していないことから「とき」で揃えます。また、ご指摘の「こと又は」は、法令の用例に従い「こと又は」としているため、原案どおりとさせていただきます。 化粧品小売業は、住民が日常生活を維持する上で必要な衛生・身だしなみ関連物品を継続的に供給する役割を担っているため、生活維持物品役務を供給する事業に位置付けることとしています。
3	中小企業支援の 支援先として、商工会と商工会議所が挙げられているが、 商工会（民間団体）は兎も角として、「商工会議所」は 自民党系のロビー団体ではないか。 行政の公平性・公正性の原則から言って、その様な 特定政党の支持団体を 名指しで指定するのは、不正な 利益誘導ではないか。 商工会議所は 外すべきだ。	エッセンシャルサービス事業者の多くは中小企業、小規模事業者等であることから、本制度では、事業者の計画策定や認定エッセンシャルサービス事業の円滑な実施に当たって、きめ細やかな指導・助言等を通じた伴走支援を行う機関を認定（認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関）する措置を設けています。現在、認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関になり得る団体として、商工団体や金融機関、協同組合連合会等を想定しておりますが、合理的な理由なく特定の事業者を支援対象から外さないこと等を求め、公平かつ適切な支援の実施を確保してまいります。
4	生活維持物品役務需要減等事業適応につい	本制度は、地域のエッセンシャルサービスの

	て、人口減少及び人手不足の下でエッセンシャルサービスを維持する必要性は理解します。一方、「効率化」「広域化」「共同化」等が、地域住民にとって必要な店舗・交通・物流・医療・介護等の縮小や撤退、特定事業者への過度な集中につながらないよう、認定時及び認定後の検証基準を明確にしてください。 特に、1.住民のサービスへのアクセス、2.料金・利用条件の変化、3.地域ごとの供給量、4.事業者の撤退・統廃合状況、5.公的金融支援額及び支援先、6.主要な資本関係、について可能な限り公表し、定期的に検証する仕組みを設けることを求めます。 また、効率化によって特定事業者への依存度が高まり、その事業者の経営悪化等が地域全体の生活基盤停止につながることのないよう、代替供給手段や事業継続計画を認定要件に含めてください。 エッセンシャルサービスは一般の商品・サービスとは異なり、住民生活そのものに直結します。事業者側の採算性だけでなく、住民の選択肢、料金、アクセス及びサービス継続性を同等に評価することを指針に明記してください。	持続性を確保するため、事業者の合理化、多角化、広域化等の効率化を支援するものです。認定に当たっては、事業継続に関する目標の設定を求める他、事業を実施する地域でサービスの供給が不足するおそれがあることについて、供給面の評価だけでなく、需要面として住民にとっての当該事業の必要性も踏まえ評価を行います。 また、認定後も法令に基づき実施状況を確認し、必要に応じて報告徴収、認定の取消し等を行う規定も設けています。制度の運用状況については、個別事業者の営業上又は個人に関する情報等に配慮しつつ、適切な情報把握に努めてまいります。
5	本指針案では、国は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関について、政策評価の観点から、定期的に生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の実施状況や成果について任意の調査等を実施することとされています。また、当該支援業務には、事業者の財務状況等の調査・分析だけでなく、その結果等に基づく生活維持物品役務需要減等事業適応計画の策定に係る指導及び助言並びに計画に基づく取組の促進が含まれています。一方、関連する産業競争力強化法施行規則の改正案では、生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定を受けようとする事業者自身が行政庁に認定申請書を提出し、行政庁がその計画を審査する仕組みとなっています。このため、認定支援機関による計画策定等の支援を受けた事業者が計画の認定申請に至るまでの状況を、支援業務の成果評価においてどのように位置付けて取り扱うのかという基本的な考え方を、今回確認した公表資料から確認できません。支援業務の実施状況や成果を政策評価するに当たり、計画策定支援から認定申請に至る段階の位置付けを確認できることにより、支援機関の活動実績とその後の制度利用との関係をどの範囲まで成果として捉えるのかを説明しやすくなると考えます。ま	認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関の支援業務には、事業者の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析、生活維持物品役務需要減等事業適応計画の策定に係る指導・助言及び当該計画に従って行われる事業の実施に対する指導・助言が含まれます。このため、国が支援業務の実施状況及び成果を把握する際には、支援を受けた事業者による計画申請の件数や事業の実施状況の報告の確認をもって、支援の内容及びその後の状況を把握することが可能であると考えております。いただいた御意見は、今後の調査及び情報提供の方法を検討する際の参考とさせていただきます。

	た、支援機関の活動実態や実績を把握する際にも、成果評価の範囲について共通した理解を持ちやすくなると考えます。そこで、国が政策評価の観点から行う既存の調査等において、支援から生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定申請に至る段階を成果評価上どのように位置付けて取り扱うのか、その基本的な取扱いを、最終的な実施指針又は継続的に確認可能な正式な公表参照先から確認できるようにしてください。なお、本意見は、計画の申請件数又は申請率を新たな成果指標として設定すること、新たな報告義務を設けること、又は個別の支援案件と認定申請を新たな仕組みにより紐付けることを求めるものではありません。既存の政策評価における基本的な位置付けを確認可能にすることを求めるものであり、既存の正式な公表資料によって当該取扱いを既に確認できる場合には、その参照先を明らかにすることで足りると考えます。	
6	政府はこんなことで街のスーパーや小売を守れると思っているのか、 正直監査や指導などでまた要らぬ機関を作って中抜きの国策ってだけでしょう。 なぜ個人の事業に介入したがるのか。	本制度は、人口減少及び人手不足等により、地域で生活に必要な物品又は役務の供給が困難となるおそれがある地域において、事業者が事業の持続性確保に向けて行う事業効率化を支援するものです。制度の円滑な運用及び分かりやすい情報提供に努めてまいります。
7	多角化について普段取り扱いのない品を、補助金等の為に有効性のない量の取り扱うことも考えられる（取り扱い品目にはあっても実質０など）為、その確認と認可取り消しの事も明記しておくべきだと思う。	事業効率化の類型として例示している多角化は、新たな事業を既存事業と組み合わせて一体的に行い、その全部又は一部で生活維持物品役務を供給することにより、当該サービスの持続性確保に資する取組を対象としています。したがって、形式的に取扱品目を追加するのみで、実際の供給又は事業の持続性確保に結び付かない取組は、認定要件を満たしていないと評価する予定でいますが、いただいた御意見も参考に、実質的な取組であることを適切に確認してまいります。
8	本指針の運用に当たっては、重要インフラ政策における「代替困難性」及び「機能停止・低下時の国民生活への影響」を共通の評価軸として参照すべきである。電力、ガス、水道、情報通信、物流等について、他制度の対象であることのみを理由に本制度から事実上除外せず、地域の小規模事業者、設備保守、携帯電話端末の販売・修理・設定支援、戸別配送等に制度の空白が生じないよう、別表末尾の包括条項の適用例と他制度との役割分担を明示されたい。	本制度は、生活の維持に日常的に必要な物品又は役務を供給するサービス産業のうち、事業者が撤退することにより、地域住民が同種又は類似の供給を確保することが著しく困難となるおそれがある事業を対象としています。具体的には、生活の維持に必要な物品又は役務の供給であること、日常的に必要な物品又は役務の供給であることとして反復的又は即時的に提供される必要があること、供給者が需要者の生活圏で事業活動を行う必要があること、サービス産業であること、地域から事業者が撤退し住民が同一のサービスを享受できなくなるおそれのあることについて、全て満たす業種を対象とすることとしていま

		す。 なお、別表末尾の包括条項については、草刈りや除雪などの事業が該当し、今後、ガイドライン等において明確化してまいります。
9	高齢者等に対するスマートフォン・デジタル機器の利用支援を、生活維持物品役務として検討していただきたい。行政手続、医療、金融、交通、各種予約、決済、災害情報の取得など、日常生活に必要なサービスのデジタル化が進む中、スマートフォン等を利用できるかどうかが、生活に必要なサービスを利用できるかどうかに直結する場面が増えています。私どもはパソコン教室・スマートフォン教室を運営していますが、実際の現場では、スマートフォンを所有し日常的に使用している方であっても、電話帳（連絡先）への登録方法が分からず、「自分で登録できるようになりたい」と相談に来られる高齢者もいらっしゃいます。このような方の場合、LINE 等のコミュニケーションアプリはもちろん、行政サービス等で必要となるアプリの導入や利用を自力で行うことは困難です。また、通信料金の安さを理由に MVNO 等でスマートフォンを購入したものの、店舗ではスマートフォンの操作方法の支援は業務範囲外として対応してもらえず、利用方法が分からないまま途方に暮れ、教室へ相談に来られた事例もあります。このように、端末や通信サービスを提供するだけではデジタルサービスを利用できない層が現実に存在します。特に高齢者においては、単発の説明だけではなく、地域において対面で、基本操作から継続的に支援する仕組みが必要です。これは単なる趣味や技能習得のための教育とは性格が異なり、デジタル化された社会において、住民が行政、医療、金融その他の日常生活に必要なサービスへアクセスするための基盤的な支援であると考えます。現行案では「情報通信業」が除外例として示されていますが、通信サービスや情報通信サービスそのものと、それらを利用できない住民に対して対面で利用を支援する「デジタル利用支援」は区別して検討する必要があるのではないでしょうか。今回直ちに対象業種に追加することが困難である場合でも、今後の制度見直しにおいて、高齢者等を対象としたスマートフォンその他のデジタル機器・デジタルサービスの利用支援を、生活維持物品役務の一つとして検討対象に含めることを要望します。	いただいた御意見は、今後の検討課題として参考とさせていただきます。
１０	事業適応計画を認定する際は、地域公共交通、医療・福祉、買物支援、物流、地域振興	本制度では、地域の実情を踏まえて関係者が連携した支援を行うための仕組みとして、都

	等の自治体計画との整合性を確認し、必要に応じて関係自治体の意見を聴く仕組みを設けてください。	道府県又は市町村が主体となり、生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会を設置することができることとしており、当協議会の構成員として関係する近隣の地方公共団体等を選任することができること、また、支援方針の策定に際しては必要に応じて関係する地方公共団体等へ意見を聴いて議論することが望ましい旨を示しています。 御指摘の地域公共交通、医療・福祉、買物支援、物流等に関する既存計画との関係についても、必要に応じて関係部局及び既存の協議会等と連携し、地域全体の施策との整合性に配慮して運用することが重要と考えており、いただいた御意見は、生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会の運用における参考とさせていただきます。
１１	対象業種、業種別基準及び標準利用圏について、施行後の認定実績、申請できなかった事例、地域の需給状況及び住民の利用実態を検証し、定期的に見直す仕組みを指針に明記してください。対象外業種の追加を提案できる窓口と、追加・見送りの判断基準も公表してください。	本制度における対象業種及び業種ごとの基準については、エッセンシャルサービスの事業実態や地域の実情等を踏まえて設定しています。また、認定に当たっては、業種ごとの基準への適合を基本としつつ、行政庁が当該事業及び地域の特性その他の事情を勘案して総合的に判断できる仕組みを設けており、移動販売等の多様な供給形態についても、その実態を踏まえて判断することとしています。なお、産業競争力強化法第140条の37では、政府は、事業者による生活維持物品役務需要減等事業適応の実施の円滑化のために必要があると認めるときは、生活維持物品役務の需給動向等について調査し、その結果を公表することとしています。制度開始後の認定実績、需給状況、事業形態及び住民の利用実態等を踏まえながら、必要に応じて対象業種及び基準の見直しについて検討してまいります。
１２	協議会の構成又は意見聴取の対象として、地域住民、利用者、高齢者・障害者等の当事者団体、福祉・交通関係者を位置付けてください。 構成員に加えない場合でも、支援方針の策定・評価時に住民等から意見を聴く手続を設け、その結果と対応を公表してください。	生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会の構成員については、都道府県及び市町村、商工団体、認定支援機関等に加え、当該地方公共団体が必要と認める者を、地域の実情を踏まえて選任することとしており、構成員は議論の状況に応じて追加することも可能としています。 また、支援方針の達成状況を評価する際には、生活維持物品役務需要減等事業適応事業者をはじめとする事業者等に丁寧に意見を聴くことが望ましいこと、また、生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会は、支援方針に定められた施策の実施状況に関する調査、分析及び評価を行い、その結果に基づき、構成員が議論を行った上で必要と認めるときは、当該施策の内容を変更することが望ましい旨を示しております。その上で、いた

		だいた御意見については、今後、生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会の運営における参考とさせていただきます。
１３	支援方針の策定期限について「協議開始後3年以内」を目安とするだけでなく、年度ごとの工程、進捗状況及び暫定的に実施する取組を明らかにしてください。協議が長期化する場合は、その理由と今後の見通しを公表する仕組みを設けてください。	協議開始後三年以内は一律の期限ではなく、支援体制を早期に構築するための一つの目安であり、初回の協議において、地域の実情に応じた合理的な期限を確認することを基本としています。また、支援方針には、取組の実施主体、実施時期及び達成状況の評価方法等を記載するとともに、施策の実施状況を調査、分析及び評価した上で、必要に応じて内容を変更することが望ましいとしています。いただいた御意見は、今後、生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会の運営における参考とさせていただきます。
１４	【意見1】 生活維持サービスの不足・確保困難性を判断する際は、距離等の定量基準に加え、地形、公共交通の状況、高齢化率、営業時間、季節変動、災害時の代替可能性、デジタル利用の困難性等を含む実際の利用可能性を評価できる運用としていただきたい。 【意見2】 計画終了年度の収支・債務超過等の財務面に加え、「同等以上の生活維持物品役務を供給する事業の持続性の確保に関する目標」の例として、供給地域、供給頻度・営業時間、利用者数、サービス停止リスク、利用者負担、地域雇用等の指標も示していただきたい。 【意見3】 合理化・多角化・広域化の具体例として、異業種間の共同配送、共同購買、共同窓口、移動・訪問型サービス、複数事業者による人材・設備の共同利用、デジタル受発注等の地域横断型の連携も積極的に対象となり得ることを示していただきたい。一方、デジタル化のみを前提とせず、高齢者等が利用できる対面・電話等の代替手段を確保することも併せて重視していただきたい。 【意見4】 認定支援機関について、支援分野・対象地域・主な実績・支援事例に加え、利用者が比較しやすいよう、費用・報酬の考え方、連携先、利益相反への対応、相談方法等も可能な範囲で公開する仕組みを検討していただきたい。 【意見5】 事業承継、M&A、事業引継ぎを通じて生活維持サービスを継続する場合、事業者間の取引成立だけでなく、サービスの供給地域・品質・安全性・利用条件・料金等が地域住民に	１点目の生活維持物品役務需要減等事業適応が必要な場合にかかる評価は、業種ごとの基準への適合を基本としつつ、事業の特性、地域の特性その他の事情を勘案して総合的に判断することとしており、地形、公共交通の状況、高齢化率、営業時間、季節変動等は、地域固有の事情として考慮し得る要素と考えています。 ２点目の生活維持物品役務需要減等事業適応の促進の目標について、本指針では、計画終了年度における財務内容の健全性に関する目標又はこれと同等以上の生活維持物品役務を供給する事業の持続性確保に関する目標の達成が見込まれることを要件の１つとしていますが、認定申請書において、具体的な事業内容（供給地域、営業時間等）や事業効率化に向けた取組内容の記載も求めているため、財務内容の健全性と事業内容等の両面を確認し認定要件に適合するか評価することとしています。 ３点目の事業効率化について、人口減少地域におけるエッセンシャルサービスの維持に向けた複数事業者の共同による効率化は重要と考えており、経済産業省がエッセンシャルサービスの効率化に向けた先進的な取組事例としてまとめた「エッセンシャルサービス効率化先進実証モデル集」においても、複数事業者による効率化手法を紹介しています。今後もこのような優良な取組について普及啓発に取り組みつつ、様々な効率化事例の発信に努めてまいります。 ４点目の認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関については、今後、支援実績及び支援事例等を把握し、事業者による適切な支援機関の選定に資する情報提供に努めてまいります。いただいた御意見は、今後、情報

	与える影響を確認し、必要な周知や移行支援を行うことを明確にしていただきたい。	提供の内容を検討する際の参考とさせていただきます。 ５点目の認定支援機関による事業承継・M&A等の支援に関する事項について、認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関は、事業承継ガイドライン及び中小M&Aガイドラインを踏まえ、計画的な事業承継を支援することとしています。本制度における事業承継支援は、承継を通じた生活維持物品役務を供給する事業の効率化及び持続性確保を目的としているため、認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関に対しては、承継後の事業の持続性確保に寄与する継続的な支援を促してまいります。
１５	第一に、地域の取組の達成状況を評価する際には、事業の収益性や持続性に加え、地域住民が必要な生活維持物品役務を実際に利用できているかという観点も考慮することを、指針上より明確にしていただきたいと考えます。 本指針案では、計画終了年度における経常収入が経常支出を上回ること、債務超過の状態にないこと等を、事業の持続性確保に関する目標として示しています。これは事業を継続するために重要な観点です。一方で、生活維持物品役務の対象を判断する際には、地域住民が同種又は類似の物品又は役務の供給を確保することが著しく困難であるかどうかも重視されています。 このため、制度実施後の評価においても、例えば、サービスまでの移動時間、利用できる頻度、移動手段を持たない住民への対応、配送その他の代替手段の有無、サービスの利用が著しく困難な地域の増減等を、地域の実情に応じた評価項目として例示することが考えられます。 合理化や広域化等によって経営状況が改善した場合であっても、拠点の統合、営業時間や運行頻度の縮小等により、一部の住民にとって必要なサービスの利用が著しく困難となる場合には、生活維持という制度目的から別途確認する必要があると考えます。事業の持続性と住民の生活アクセスの双方を見ることにより、本制度の成果をより適切に評価できると考えます。 第二に、合理化、多角化、広域化等を行っても、人口密度、地理的条件、担い手不足その他の事情から、民間事業としての持続性確保が困難である一方、住民生活上不可欠なサービスが残る場合への対応について、支援方針	１点目について、事業者の認定要件の中では、事業継続に関する目標を設定することを求めるとともに、事業を実施する地域でサービスの供給が不足するおそれがあることについて、供給面の評価だけでなく、需要面における住民にとっての事業の必要性も含め両面から評価を行います。また、認定後も法令に基づき実施状況の報告を求め、認定を行った事業計画の進捗を確認することとしています。実施状況の報告として記載を求める内容については、ガイドラインで明確化してまいります。 ２点目及び３点目について、本制度では、地域の実情を踏まえて関係者が連携した支援を行うための仕組みとして、都道府県又は市町村が主体となり、生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会を設置することができることとしており、当協議会の構成員として関係する近隣の地方公共団体等を選任することができること、そして、支援方針の策定に際しては必要に応じて関係する地方公共団体等へ意見を聴いて議論することが望ましい旨を示しています。生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会において地方公共団体その他の関係者が地域の実情や課題について共有し、既存の地域施策等との連携が図られることは重要であり、事業適応の促進のための取組の実施主体に関する事項として、支援方針に定められた地域の実情に応じた生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組に必要となる実施主体の検討に当たっては、まず、実施されるべき生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組の全体像を示すことが重要であり、新たに実施する取組だけでなく、既存の調査・分析や支援といった継続的な取組も網羅的に示すことが望まれる旨示しています。また、支援方針の達成状

	策定上の考え方を示していただきたいと考えます。 本制度のみですべてのサービスを支援することを求めるものではありません。しかし、事業適応による持続性確保が困難であることが明らかになった場合に、それを単に事業撤退として終わらせるのではなく、支援協議会において生活サービスの空白が生じるおそれを把握し、必要に応じて地方公共団体その他の関係機関による施策や既存の地域支援の仕組みとの連携を検討できるようにすることが重要と考えます。 人口減少地域では、事業として持続可能な地域と、民間事業のみでは維持することが困難であるものの生活上不可欠な地域が併存すると考えられます。両者の境界で支援が途切れないよう、本制度と他の地域施策等との接続を支援方針の留意事項として示すことを希望します。 第三に、支援方針の策定及び達成状況の評価に際して、必要に応じて地域住民又はサービス利用者の意見及び利用実態を把握することを明示していただきたいと考えます。 本指針案では、生活維持物品役務は生活基盤を維持するための地域に密着した事業と位置付けられ、支援協議会には地域の実情を把握した多様な関係者が参加できる仕組みが示されています。また、達成状況の評価に当たっては、事業者等に丁寧に意見を聴くことが望ましいとされています。 こうした仕組みをより実効的なものとするため、事業者側の評価に加えて、実際にサービスを利用する住民側から見て必要な生活機能が維持されているかを確認することが重要と考えます。住民代表を一律に協議会構成員とすることを求めるものではなく、地域の実情に応じて、意見聴取、アンケート、利用状況の把握等の柔軟な方法を用いることでもよいと考えます。 本制度の目的は、特定の事業者そのものを存続させることだけではなく、人口減少等の環境変化の中でも、地域に必要な生活維持物品役務の供給を継続可能な形に再構築することにあると理解しています。 そのため、事業の採算性及び持続性を確保することと、地域住民が必要な生活サービスへ継続してアクセスできることを、相互に補完する二つの観点として運用していただくことを希望します。事業主体や提供方法が変化し	況を評価する際には、生活維持物品役務需要減等事業適応事業者をはじめとする事業者等に丁寧に意見を聴くことが望ましいこと、生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会は、支援方針に定められた施策の実施状況に関する調査、分析及び評価を行い、その結果に基づき、構成員が議論を行った上で必要と認めるときは、当該施策の内容を変更することが望ましい旨示しておりますが、いただいた御意見については、今後、生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会の運営における参考とさせていただきます。

	た場合であっても、地域に必要な生活機能が途切れない制度となることを期待します。	
１６	指針案第2の「過少供給構造の評価」において、拠点立地により供給状況を評価できる業種につき、「申請者の拠点へのアクセス可能地区に、同業他拠点へのアクセス可能地区に含まれない住民が相当程度存在し、相当程度の利用が見込まれること」とし、アクセス可能地区を業種ごとに定める半径の同心円を目安とすると定めている点。 本制度は、人口減少等に伴い生活維持物品役務の需要が減少し、又は供給が不足する地域で、合理化・多角化・広域化等の効率化を行う計画を認定し、信用保証の別枠等の支援を行うものである（産業競争力強化法第140条の2以下、令和8年法律第29号による改正）。 認定の入口となる過少供給要件が、半径の具体的数値、「相当程度」の住民数・利用見込みの判定基準を示さないまま、業態や地域固有の事情による総合判断に委ねられている。 半径や「相当程度」の閾値が不明なままでは、同程度の商圏でも申請者間で認定の可否が分かれ、又は説明資料の作成負担だけが増える。経済産業省の概要資料でも、アクセス可能地区は同心円を目安とし、RESAS 等のデータを用いるとされているが、判定に用いる人口規模、高齢化率、競合閉店後の代替可能性の数値基準は示されていない。行政手続上、支援の対象を画する基準は、申請者が自らの該当性を事前に判断できる程度に具体化される必要がある。 以上の点から、業種ごとの半径、対象とする住民数又は世帯数の下限、利用見込みの算定方法（例：商圏内人口に対する既存拠点カバー率）を指針又は別表に明記し、「相当程度」の判断例を示すよう修正されたい。	御指摘のアクセス可能地区については、業種ごとの特性を踏まえ、その範囲の目安となる半径を本指針において定めています。一方、「相当程度」の住民の存在及び利用見込みについては、業種、人口構成、地理的条件、既存事業者の立地状況その他の地域の実情により大きく異なるため、一律の数値基準は設けないこととしています。なお、「相当程度」に関する評価方法については、ガイドラインで明確化していくとともに、制度運用において、公正・簡素な制度執行に努めてまいります。
１７	１　別表の標準利用圏は、アクセス可能性を画一的に確定する基準ではなく、認定判断の目安である旨を指針本文に明記してください。 ２　また、標準利用圏と実際のアクセス状況が乖離する場合は、実移動距離・時間、積雪・通行規制、地理的分断、公共交通、高齢者等の移動制約及び代替サービスの利用可能性を考慮して個別に判断できることを明確にするとともに、使用可能な客観資料及び具体的な判断例を国が示すことにより、考慮要素、資料及び判断方法を明確にしてください。	生活維持物品役務需要減等事業適応の必要性については、別表の業種ごとの基準欄に掲げる業種ごとの基準に適合する場合を基本とし、行政庁が当該事業の特性、当該事業を行う地域の特性その他の事情を勘案して総合的に判断することとしています。また、標準利用圏と実際のアクセス状況が異なる場合には、実際の移動制約その他の地域固有の事情について、申請者から示された資料等を踏まえて評価することとしており、具体的な考え方や判断例については、今後ガイドラインにおいて明確化してまいります。
１８	経常収支や債務超過等の財務目標に加え、地域住民が必要な生活維持物品又は役務を継続	申請者は、生活維持物品役務需要減等事業適応計画において、申請者が供給する生活維持

	して利用できることを確認する「サービス継続・アクセス確保目標」を、指針上の認定要件及び申請時の確認事項として位置付けてください。 具体的には、業種別に必要な項目として、提供地域・拠点、営業日・営業時間、路線・便数・配送頻度、供給する物品・役務及び供給能力、移動・待ち時間、料金並びにサービス縮小時の代替措置について、計画開始前の実績、計画終了時の目標及び計画期間中の実績を確認できる仕組みとしてください。 全国一律の数値基準ではなく、国が業種別の共通項目と算定方法を示し、地域及び事業の実情に応じて目標を設定する方式が適当と考えます。	物品役務の内容や事業内容を明らかにした上で、その事業の持続性を確保するための取組を行うこととしておりますが、住民が必要とするサービスの量や質、価格は、地域の事情によって大きく異なることから、これらについて一律の項目や算定方法を設けるのではなく、個々の事業内容に応じて確認・評価することが適当と考えております。 なお、申請時に業種ごとに記載すべき事業内容及び計画の実施状況報告の記載事項は、今後ガイドラインにて明らかにし、事業者の申請負担を考慮しつつ、事業の持続性確保を図る本制度の目的に照らして必要な情報の提出を求めていくこととしています。
１９	本制度は、人口減少等によって供給継続が困難になる生活維持物品・役務を確保するための制度です。そのため、事業者の効率化や収益改善だけでなく、住民の生活アクセス、利用者及び労働者への影響、認定・支援手続の透明性を、次のとおり指針に明記してください。 1．生活アクセスを客観的に評価すること 「地域住民の利用が相当程度見込まれる」「同種又は類似の物品又は役務の供給を確保することが著しく困難」などの判断について、移動距離・所要時間、供給頻度、営業時間、利用料金、代替事業者の有無、配送・移動販売等の利用可能性を含む客観的な指標を設けてください。高齢者、障害者、自動車を利用できない者、低所得者その他アクセス上の制約を受けやすい住民への影響も、独立した評価項目としてください。 2．認定前及び計画変更前に住民等を参加させること合理化、多角化又は広域化等に伴い、店舗、営業所、交通路線その他の生活拠点を廃止・縮小し、料金、営業時間又は供給頻度を変更する場合は、認定前及び計画変更前に、住民、利用者、関係自治体及び労働者に対する説明と意見聴取を実施してください。その結果と、提出された意見を計画へどのように反映したかについても記録・公表する仕組みが必要です。 3．施設閉鎖等に対する歯止めを設けること 合理化や広域化が、単なる不採算施設の閉鎖、供給頻度の低下、料金上昇又は雇用・労働条件の悪化に終わらないようにしてください。計画には、施設閉鎖等の対象、影響を受ける地域・人数、代替サービス、移動・配送手段、料金上昇の抑制策及び労働者への措置を記載させるべきです。生活維持物品・役務	１点目から３点目までについて、生活維持物品役務需要減等事業適応の必要性については、別表の業種ごとの基準欄に掲げる業種ごとの基準に適合する場合を基本とし、行政庁が当該事業の特性、当該事業を行う地域の特性その他の事情を勘案して総合的に判断することとしています。なお、地域固有の事情等について、申請者から示された資料等を踏まえて評価することとしており、具体的な考え方や判断例については、今後ガイドラインにおいて明確化してまいります。また、本制度は、地域のエッセンシャルサービスの持続性を確保するため、事業者の合理化、多角化、広域化等の効率化を支援するものです。認定に当たっては、事業継続に関する目標の設定を求める他、事業を実施する地域でサービスの供給が不足するおそれがあることについて、供給面の評価だけでなく、需要面として住民にとっての当該事業の必要性も踏まえ評価を行います。 ４点目について、認定を受けた事業適応計画については、事業者名、事業適応計画の内容等を公表することとしております。 ５点目の認定計画については、法令に基づき、その実施状況について必要な報告を求めるなど、実施状況を適切に把握することとしています。また、虚偽の申請・報告や、認定計画に従って事業適応を実施していない場合等には、法令に基づき行政庁が計画変更の指示や認定の取消しを講ずることができるとしています。

	へのアクセスが実質的に悪化する計画は、認定又は支援の対象としないことを明記してください。 4. 認定・支援情報を公開すること認定事業者名、対象地域、計画概要、施設閉鎖等の内容、支援の種類・金額・条件、生活アクセスに関する目標、達成状況及び計画変更を、営業秘密に必要な配慮をしつつ公開してください。営業秘密を理由とする非公開は必要最小限とし、非公開とした情報の項目及び理由を明らかにしてください。 5. 監視・救済・支援見直しの仕組みを設けること住民、利用者及び労働者が、認定計画の実施、サービスの廃止・縮小、料金変更等について、意見、苦情又は再検討の申出を行える窓口を設けてください。申出の処理手順、回答期限及び結果の公表方法も定める必要があります。計画未達、供給不履行、虚偽報告又は説明・参加手続の不履行が確認された場合は、改善要求、支援の停止・見直し、認定取消しその他法令上可能な措置を講じる基準をあらかじめ明示してください。支援の返還が可能な場合には、その要件も明確にしてください。理由指針案は、当該事業を行わなければ地域住民が同種又は類似の物品・役務の供給を確保することが著しく困難となる場合を制度の対象とし、国による周知、監督、報告体制及び政策評価にも言及しています。一方、生活アクセスを判定する具体的な指標、住民・利用者・労働者の参加手続、認定・支援情報の公開、サービス縮小に対する救済及び計画未達時の措置は十分に明確ではありません。公的支援を受けた合理化や広域化によって、施設閉鎖、供給頻度の低下、料金上昇等が進めば、本制度の目的である生活維持物品・役務の安定供給に反します。効率化が地域住民の生活条件の悪化につながらないよう、上記の事項を認定・支援及び事後評価の基準として明文化してください。	
２０	１.「生活維持物品・役務」を提供する事業者の過剰な利益追求・値上げの不容認食品、生活用品、物流、各種サービスなど生活の維持に欠かせない分野は、国民が利用を避けることのできない「実質的な生活インフラ」です。指針に基づく認定や支援を受ける事業者が、公的支援を享受しながら物価高や需要変動を口実に不必要な値上げを強行し、国民・庶民に負担を押し付けて超過利潤（過剰な儲け）を得るようなやりたい放題を絶対に許さないでください。支援指針において、事業者の適正な価格設定、コスト構造の透明化、お	いただいた御意見も参考に、適切な制度運営に努めてまいります。

	よび利益の還元姿勢を厳格な要件とすることを強く求めます。 ２．大手資本による消費者の囲い込み戦略阻止と中小事業者防衛支援を受けた特定の大手チェーンや巨大資本が、ポイント制度や独自のセット契約等を駆使して利用者を縛り付ける「囲い込み（ロックイン）戦略」を厳しく制限すべきです。地域の中小・小規模事業者が淘汰されず、消費者が公正な選択肢を持ち続けられる環境の整備を求めます。	
２１	本制度は、特定の産業に対する国税による補助である。受益する事業者と住民の負担ではなく、広く 納税者が費用を負担する。支援の正当化に必要な市場の失敗(外部性、情報の非対称性等)は、本指針案では示されていない。したがって、本来は、国税による事業者支援は行わず、事業の存続は事業者 と受益者の私費と判断に委ね、規制緩和のみを行うべきである。以下、(第1)本来あるべき姿、(第2) 改正法の枠内でとるべき措置、(第3)案のとおり実施する場合に検討すべき事項、の順に述べる。 【第1 本来あるべき姿】 1 撤退は市場からの情報である 該当箇所:1一(事業適応の促進の意義) 意見:生活に必要な財やサービスの供給は、価格と事業者の自由な参入・撤退の判断を通じて調整されるのが原則である。需要が減少した地域での事業の縮小や撤退は、資源の配分を変えるべきだという情報であり、これを公費で止めるには、市場の失敗が存在することの証明が必要である。「生活に必要」「人口減少」は、それだけでは公費を投入する根拠にならない。 2 支援の正当化責任は、国の側にある 意見:支援を行う国が、どの市場の失敗に対して、なぜ事業者への補助が最善の手段なのかを、費用と効果の比較を含めて示すべきである。指針案には、この説明がない。特に、事業者の「採算性の確保」を目的に掲げながら、採算が取れない理由が需要の減少であるならば、採算を取れるようにする支援は、需要のない事業を公費で維持するものにほかならない。政策の目的が住民の生活の維持であるなら、手段は住民に向けるべきであり、事業者に向ける理由は説明されていない。 3 存続は、受益者の私費と民間の手段で図るべきである	本制度は、人口減少や少子高齢化に伴う構造的な人手不足や需要密度の低下が、地域の暮らしを支えるいわゆるエッセンシャルサービスの事業継続に深刻な影響を及ぼしている現状を踏まえ、エッセンシャルサービスの持続性確保に向け、事業者が事業効率化に向け取り組む計画を認定し、認定事業者に対し金融支援等を講じるものです。 また、様々な事業環境におけるエッセンシャルサービス需要を満たすためには、株式会社等の企業のほか、生協、農協等の協同組合、公益法人、NPO 等の中間団体の参画を促進することが重要であることから、本制度では大企業に限らず、中間団体も認定の対象にするとともに、中間団体の参画を促進する観点から、事業協同組合等の設立要件の緩和、労働者協同組合の資金制約の緩和・事業承継の円滑化等の措置も講じています。 また、本制度では、エッセンシャルサービス事業者の多くは中小企業、小規模事業者等であることから、事業者の計画策定や認定エッセンシャルサービス事業の円滑な実施に当たって、きめ細やかな指導・助言等を通じた伴走支援を行う機関を認定（認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関）する措置を設けています。認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関には、事業者による計画の策定及び実施を適切に支援できる知識、経験及び体制が必要であるため、本指針では、支援業務を適切に実施するために必要な認定基準を定めており、現在、認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関になり得る団体として、商工団体や金融機関、協同組合連合会等を想定しております。なお、支援業務の実施に当たっては、合理的な理由なく特定の事業者を支援対象から外さないこと等を求め、公平かつ適切な支援の実施を確保するとともに、今後、支援実績及び支援事例等を把握し、事業者による適切な支援機関の選定に

	意見:事業の存続は、利用者の料金、住民や地元企業の出資、協同組合方式、事業承継やM&A、複数 事業の兼営等の、民間の手段で図るべきである。公的な負担が必要な場合も、国税ではなく、受益と負担が一致する自治体の自主財源によることが、補完性の原則に沿う。国税による全国一律の事業者支援は、受益と負担を切り離し、他地域の納税者に負担を転嫁する。その結果、地域は、自らの費用で判断する誘因を失い、国の支援を前提に、規模の縮小や再編の判断を先送りする。地域の事情に最も通じた住民と事業者が、費用を自ら負担して判断することが、最も効率的な資源配分につながる。 4 想定される反論への応答 意見:(1)「撤退した事業は戻らない」との反論には、需要が顕在化していれば新規参入が生じること、車両や設備は転売や転用が可能であることで答えられる。 (2)「高齢者や低所得者は私費では払えない」との反論には、支払い能力の問題であり、必要な人への現金又はバウチャーの直接給付で足り、事業者の補助を要しないと答えられる。 (3)医療・介護については、既に公的保険と報酬制度があり、本制度による上乗せの必要は示されていない。 5 やむを得ず公費を使うなら 意見:需要者への直接給付とし、時限、総額、財源を明示すること。給付は、一部の地域で試行し、事業者の認定・監督の費用と比較することもできる。 6 規制緩和を先行させるべきである 意見:営業時間、兼業・兼務、資格や人員配置の基準、料金規制、旅客・貨物運送の事業区分、自家用有償運送の制約等の緩和を、公費の投入に先立って行うべきである。 7 租税特別措置は見えにくい補助金であり、認定制と支援機関の認定制は参入規制である 意見:令和9年度の税制改正要望は、予算事業が一時的であることを理由に、税制による支援の予見可能性を挙げている。しかし、歳出の一時性は、財政の統制の手段である。租税特別措置は予算に計上されず、いったん設けると終了しにくい。令和8年度の関連予算は3.0億円とされる一方、税制措置の率、期間、減収見込額は「精査中」にとどまる。ま	資する情報提供に努めてまいります。 合わせて、本制度ではエッセンシャルサービスの対象業種が幅広く、多様な事業者によって事業が実施されるため、地域の実情や業界特性を把握しており、強固な関係基盤を有する商工団体や地域金融機関、協同組合連合会等による各々の特性、強みを活かした支援体制の構築が必要であることを踏まえ、各機関がそれぞれ有する知見やノウハウを共有した上で、連携した支援が行われるよう、都道府県及び市町村が認定支援機関等を構成員とする支援協議会を設置することができることとしています。なお、構成員については、当該地方公共団体が必要と認める者を、地域の実情を踏まえて選任することとしており、構成員は議論の状況に応じて追加することも可能としています。 次に、本指針は、法律の規定に基づき、生活維持物品役務需要減等事業適応の内容や認定要件等を定めています。法律の規定に基づき、事業場が一の市町村内に所在する場合は市町村が、事業場が複数の市町村にまたがる場合は都道府県が、複数の都道府県にまたがる場合は国が認定権者となりますが、認定に当たっては、地域における当該エッセンシャルサービスの需給状況を踏まえて、申請する事業がない場合に同様のサービスの確保が困難になるおそれがあることを審査し、認定を行うこととしています。生活維持物品役務需要減等事業適応の必要性については、別表の業種ごとの基準欄に掲げる業種ごとの基準に適合する場合を基本とし、行政庁が当該事業の特性、当該事業を行う地域の特性その他の事情を勘案して総合的に判断することとしています。また、 標準利用圏と実際のアクセス状況が異なる場合には、実際の移動制約その他の地域固有の事情について、申請者から示された資料等を踏まえて評価することとしており、具体的な考え方や判断例については、今後ガイドラインにおいて明確化してまいります。また、認定後も法令に基づき実施状況の報告を求め、認定を行った事業計画の進捗を確認することとしています。実施状況の報告として記載を求める内容については、上記と同様、今後ガイドラインで明確化してまいります。なお、認定を受けた事業適応計画については、事業者名、事業適応計画の内容等を公表することとしており、認定後において、虚偽の申請・報告が判明した場合や、認定計画に従って事業適応を実施していない場合は、法令に基づき行政庁が計画変更の指

	た、行政による事業者の認定や、助言を行う者の認定は、参入を制限する規制であり、事業者が助言者を自由に選べることを妨げる。 【第2 改正法の枠内でとるべき措置】 産業競争力強化法(令和8年法律第29号による改正後。以下「法」という。)の条文によれば、認定 は、(1)実施指針に照らし適切、(2)円滑かつ確実な実施の見込み、(3)事業分野の市場構造に照らして 持続的、の3要件に適合すれば「するものとする」(第140条の3第5項)。認定権者は、事業場の所在 に応じて市町村長、都道府県知事又は主務大臣である(第146条の2)。支援機関の認定は「することが できる」とされ、欠格条項は法が定める(第140条の28、29)。協議会の設置は「できる」とされる(第140条の35第1項)。以下は、この範囲内で、指針又は運用で実現できる措置である。 8 指針は、法の要件を拡張せず、裁量規定を置かない 該当箇所:別表末尾の包括項、4二ハ〜ホ 意見:(1)法は、要件に適合する申請に認定を「するものとする」としており、行政庁が個別の事情で 認定の可否を選ぶ構造ではない。別表末尾の「行政庁が必要であると認める場合」は、この構造と相容れないため、削除すること。 (2)4二の努力義務(個人情報、情報セキュリティ、対外経済環境への 対応)は、法の認定要件でも取消事由(第140条の4)でもない。認定の可否や取消しに影響しない旨を 明記し、法令が既に定める義務を超える内容を求めないこと。 理由:事業者に何を求めるかは、法の定めた範囲にとどめるべきである。指針が裁量や抽象的な義務を 重ねれば、行政の判断で経営に介入する余地が広がる。 9 認定権者の分散と利益相反に備える 意見:(1)認定権者が市町村長、都道府県知事、主務大臣に分かれるため、審査基準を全国で統一し、 公表すること。 (2)計画の実施者に地方公共団体を含む場合(第140条の3第4項第6号)は、自治体の長 が自ら認定するおそれがあるため、主務大臣が認定する旨を、指針又は主務省令に定めること。 (3) 認定前の自治体の意見聴取(同条第12項)では、近隣の同種事業者への影響も確認すること。	示や認定の取消しを講ずることができるとしています。 次に、産業競争力強化法第140条の37では、政府は、事業者による生活維持物品役務需要減等事業適応の実施の円滑化のために必要があると認めるときは、生活維持物品役務の需給動向等について調査し、その結果を公表することとしています。制度開始後の認定実績、需給状況、事業形態及び住民の利用実態等を踏まえながら、必要に応じて対象業種及び基準の見直しについて検討してまいります。 その他いただいた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。

	10 法定の公表・報告・調査を活用する 意見:法は、認定計画の公表(第140条の3第13項)、取消しの公表(第140条の4第4項)、実施状況の報告徴収(第144条第4項)、支援方針の公表(第140条の36第4項)、市場構造の調査と結果の公表(第140 条の37)を定める。 (1)認定計画の公表に、利用する支援措置、財務の目標と実績を含めること。 (2)実施状況の報告を集約し、年次で公表すること。 (3)別表の半径、閾値等は、第140条の37の調査の結果に基づいて設定し、根拠と見直しの時期を公表すること。 11 支援機関の認定は、最小限にとどめる 該当箇所:3(支援機関の認定基準) 意見:認定の基準は、法定の欠格条項(第140条の29)と、業務を行う基本的な体制に限ること。実務経験3年以上の要件は、法に定めがないため、削除するか、他制度での事業再生、中小企業支援、生活 維持物品役務に関する支援の実績を同等とすること。専門的知識の要件は、「税務、金融及び企業の財務」と「生活維持物品役務」を並列の選択要件とし、証明書では、生活維持物品役務の供給事業に 対する合理化・多角化・広域化の支援実績で足りると明記すること。改善命令・取消し(第140条の32、33)の基準と手続を公表すること。 理由:現場の事業に通じた者が、税務・金融の資格を欠くという理由で排除されれば、地域の支援体制 が狭まる。認定の基準が厳しいほど、既存の大規模な団体の既得権益が固定される。 12 協議会は、任意で、開かれたものとする 該当箇所:4一(支援協議会) 意見:(1)設置は任意であり、国が事実上強制しない旨を明記すること。(2)構成員は、法第140条の35 第1項第4号の「その他」により、非認定事業者や、利用者・住民の代表を加えられる旨を明記すること。(3)支援方針には、法が「おおむね」定める事項のほか(第140条の36第2項第5号)、需要者側の 施策と規制緩和の検討を含めること。(4)構成員の守秘義務(第140条の35第3項。違反には罰則がある。)の対象は「秘密」に限られる。議事要旨を公表し、競争上重要な情報を交換しない旨を明記する こと。(5)協議期間の目安(協議開始後3年以内)は、法に根拠がなく、計画期間5年に対して長いた め、短縮す	

	ること。 13 金融上の特例による、国のリスク負担を明らかにする 意見:法が定める支援措置の中心は、信用保険の保険割合の引上げ(普通保険の70%を80%に)と保険 料率の特例(第140条の6)、公庫による長期資金の貸付(第140条の8。資料1によれば基準利率から0.9%の引下げ)、中小機構による債務保証(第140条の9)、中小企業投資育成会社の出資(第140条の7) であり、いずれも、国又は国の機関がリスクを負う。(1)損失の見込みと上限を、制度の開始時に公表 すること。(2)これらの措置は、特定事業者(従業員数が一定以下の事業者)と労働者協同組合を主な対 象とするため、大規模事業者が認定されても受けられないことを明記し、認定が行政の信用の付与と誤解されないようにすること。(3)補助金等との重複は、補助金等適正化法の財産処分の特例(第140 条の26)を含め、併給調整の考え方を示すこと。税制措置は法に定めのない要望であり、租税特別措 置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査と効果検証の対象とすること。 14 法定の検討を実効的にする 意見:改正法附則第2条は、施行後5年を目途とした検討を定める。法に失効規定はないが、この検討を実効的にするため、指針に検証の指標(認定件数、供給継続、計画終了後の自立、支援額)を設定 し、施行後3年で中間評価を公表し、5年の検討で、制度の継続の要否を判断すること。失効の期限(サンセット)を法に設けることは、法改正の問題として別途求める。 理由:一度設けた措置は、効果が乏しくても終了しにくい。期限と検証の指標を、制度の開始時に定めるべきである。 〃【第3 案のとおり実施する場合に検討すべき事項】 13 支援の追加性を確認し、大規模事業者を除く 該当箇所:1二、1三ロ、別表 意見:支援がなければ供給が途絶える蓋然性が高いことを、認定の審査で確認すること。申請書に「支援を受けない場合の見通し」を記載させ、事業収支、内部留保、資金調達力、グループ内の補填可能 性を確認すること。総合スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラ	

	ッグストア、ホームセンター等の大規模事業者や全国チェーンは、財務力に応じて除くこと。 14 裁量を排除し、審査基準を公表する 該当箇所:別表の「相当程度」「著しく困難」、1三ロ 意見:要件に数値の目安を設け、行政手続法第5条の審査基準として公表すること。評価の時点が、案 では「申請の時」、概要資料では「計画開始年度」とされており、統一すること。業種の選定基準を公表し、概要資料で除外例とされたブティックと、対象の婦人・子供服小売業等との関係を整理すること。認定・不認定の理由を、個別の事業者を特定できない形で公表すること。 理由:裁量が広いほど、事業者の働きかけが結果を左右し、同じ状況の事業者が異なって扱われるおそれがある。 15 過少供給構造の評価に、代替的な供給を反映させる 該当箇所:別表の「標準利用圏」「同種又は類似」、食料品到達困難高齢者多数市町村 意見:異なる業態の店舗、移動販売、宅配、通信販売、乗合タクシー等の代替的な供給を考慮するこ と。標準利用圏 は、直線距離のみによらず、実際の道路距離や所要時間を考慮すること。半径と閾値 は、設定の根拠、該当する市町村数と人口の推計を公表すること。 16 競争中立性と、参入・撤退の自由を確保する 該当箇所:2一ハ(広域化)、4一(支援協議会) 意見:非認定事業者が申し出られる窓口を設けること。広域化や機能の統合については、独占禁止法上 の留意事項を明記し、公正取引委員会との連携を定めること。認定が新規参入の障壁にならないこと、及び非認定事業者の撤退や事業転換の自由を制約しないことを明記すること。	

	17 財務要件を見直す 該当箇所:1二、5備考 意見:計画終了年度の単年度判定ではなく、計画期間中の収支の推移を確認すること。補助金等の公的 支援を経常収入に含むか否かを明記し、含む場合は、公的支援を除いた収支も確認すること。他事業 による補填を認める類型では、補填元事業の見通しを審査し、支援による余力を他事業の価格引下げ に用いないよう、使途の区分管理を求めること。社会福祉法人、医療法人、地方公営企業等には算式 の読み替えを示すこと。 理由:公的支援に依存した黒字は、事業の持続性を示さない。 18 利益相反、既存制度との重複、申請手続 該当箇所:3二、3三ロ、4一、4二イ 意見:貸し手と支援機関を兼ねる金融機関、会員を持つ団体等の利益相反の管理を求めること。補助金申請の支援に対する報酬(成功報酬を含む。)の水準を公表すること。医療、介護、保育、公共交通等 の既存の報酬・補助制度との併給調整の考え方を示すこと。申請書類の様式と標準処理期間を公表し、小規模事業者が過大な負担なく申請できる水準にすること。再認定の可否と上限、目標未達や途 中撤退の場合の取扱いを事前に明示すること。	

※上記のほか、今回の意見募集に直接関係しないご意見を１件頂きました。

以上